

## 給与計算の実務講座

～給与計算・社会保険・税金の取り扱いと留意点～

給与計算の基礎知識から労働基準法との関連を解説し、社会保険と所得税・地方税等の取り扱いと留意点についてわかりやすく説明いたします。また賞与・退職金の支給方法についても解説いたします。

(事業主様、人事・労務ご担当者様 対象)

## 開催要領

- 日時：2024年9月20日(金) 10:30～15:30
- 場所：道特会館 2階大会議室(札幌市中央区北2条西2丁目 仲通り)
- 講師：飛鳥社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 菊谷 飛鳥氏
- 受講料：会員(お一人様) 8,800円(消費税込み)  
一般(お一人様) 12,100円(消費税込み)

※受講料は、請求書受領後に、開催日前日までに銀行振込にてお願いいたします。

尚、振込手数料は貴社にてご負担願います。また当日キャンセルの場合は、返金いたしませんのでご了承願います。

●振込先口座名：北海道経済連合会労働政策局

・北洋銀行本店(普)0009787 ・北海道銀行本店(普)0103293 ・北海道信用金庫本店(普)504047

- 申込期限：9月13日(金) ※但し、定員になり次第締め切らせていただきます。
- 参加申込：次項のURL、二次元コードからWeb入力、又は添付申込書でFAXにてお願いします。  
※「会場参加」か「オンライン参加」を選択してください。ただし、「会場参加」が定員に達した場合は、「オンライン参加」のみの受付となります。
- お問合わせ：北海道経済連合会 労働政策局 担当 竹上・児玉 Tel:011-251-3592

## ■「給与計算の実務講座」申込書(2024/9/20開催)■

北海道経済連合会 労働政策局 行 (FAX:011-231-2311) 2024年 月 日

## 【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書でご記入いただく個人情報は、本セミナーに関するお知らせ、お問い合わせおよび開催・運営に関する事項の他、当会のプライバシーポリシーの利用目的の範囲で利用いたします。⇒<https://www.dokeiren.gr.jp/privacy/>
- ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの講師、委託先に提供する場合があります(ただし、電話番号、FAX番号、E-mailアドレスを除きます)。①②の個人情報の取り扱いに同意いたします(□にチェックを記入願います)。

Q: この講座講習についてはどのようにして知りましたか? (該当番号に○印をお願いします)

- 道経連HP
- 道経連DM
- 道経連通信
- 道庁HP
- 社内通知や上司・同僚
- その他( )

会社・団体名

受講	所属・役職等	フリガナ氏名	経験年数	年
受講方法をお選びください		会場参加 ・ オンライン参加		
会場参加を希望の方は受講票の受取方法をお選びください		E-MAIL ・ FAX E-MAILの場合はお申込み御担当様宛となりますので必ずご記載ください		
オンライン参加を希望の方は視聴用URLを受取るためのメールアドレスをご記載ください				
申込ご担当者	所属・役職等	氏名		
	電話	FAX		
	E-mail address:			

<支払方法> ( )月( )日(北洋、道銀、北海道信金)に振り込みます。

※上記、振込予定日、振込金融機関を記載願います。

URLから申し込みは <https://forms.office.com/r/Lijj0nrZEH>

二次元コード申し込みはこちらから⇒



# 【講 座 内 容】

(筆記用具、電卓をご持参下さい)

## 1. 給与計算の基礎知識

- ・給与計算とは
- ・給与計算の業務フロー
- ・給与支払に関するルール

## 2. 従業員の情報の収集と支給項目

- ・従業員情報の把握
- ・休職・休業の従業員への対応
- ・入社した従業員の手続き（社会保険・雇用保険）
- ・退職した従業員の手続き（社会保険・雇用保険・所得税・住民税）
- ・勤怠集計のポイントとルール
- ・固定的賃金と変動的賃金
- ・割増賃金の単価と割増率
- ・給与の端数処理
- ・その他の支給項目に関する知識

## 3. 控除項目の計算

- ・雇用保険、社会保険の基礎知識
- ・雇用保険料、社会保険料の計算
- ・産前産後・育児休業中、60歳以上の再雇用の社会保険料
- ・所得税、住民税に関する知識

## 4. 給与の支給、支給後の作業

- ・給与計算後の一連の作業
- ・給与明細書の作成と賃金台帳への記入
- ・所得税、住民税の納付
- ・社会保険料の納付

## 5. 賞与・退職金の計算

- ・賞与の計算のポイント
- ・賞与の雇用保険料、社会保険料の計算
- ・賞与の所得税の計算
- ・賞与支払届の提出
- ・退職金支給額の決定
- ・退職金の所得税、住民税控除

## 6. 年間スケジュールと社会保険の届出、手続き

- ・給与計算の年間スケジュール
- ・住民税の更新
- ・労働保険の年度更新
- ・社会保険料の定時決定除